

Page	旧文書	新文書	理由
1	平成21年2月27日 病院長決裁	令和5年3月17日 病院長決裁	更新のため
1	<p>1. (2) 上記(1)の議題には、成分記号(一般名が付されている場合にはその名称を含む。)、</p> <p>治験依頼者名又は自ら治験を実施する者等(以下「治験依頼者等」という。)の氏名、開発の相及び対象疾患名(第Ⅲ相試験に限る。)を含むこと。なお、議題の例としては、「〇〇〇株式会社の依頼による肺がん患者を対象としたABC-123(一般名)の第Ⅲ相試験」などが考えられる。</p>	<p>(2) 上記(1)の議題には、成分記号(一般名が付されている場合にはその名称を含む。)、</p> <p>治験依頼者名又は自ら治験を実施する者等(以下「治験依頼者等」という。)の氏名、開発の相及び対象疾患名(第Ⅲ相試験に限る。)を含むこと。なお、議題の例としては、「〇〇〇株式会社の依頼による肺がん患者を対象としたABC-123(一般名)の第Ⅲ相試験」などが考えられる。ただし、依頼者または自ら治験を実施する者が指定する試験課題名の求めがあった場合には、それに応じることとする。</p>	記載整備
1	3. 治験審査委員会の手順書等は、神戸大学医学部附属病院治験管理センターのホームページで公表する。	3. 治験審査委員会の手順書等は、神戸大学医学部附属病院臨床研究推進センターのホームページで公表する。	記載整備
2	<p>6. 「会議の記録の概要」のうち質疑・応答などについては、知的財産権を侵害する内容が含まれる可能性があるため、公表する「会議の記録の概要」から除外することとする。公表する「会議の記録の概要」には、次のように記載し、必要に応じて適切に対応することとする。</p> <p>「質疑・応答などについては、治験管理センターへお問い合わせ下さい。」</p>	<p>6. 「会議の記録の概要」のうち質疑・応答などについては、知的財産権を侵害する内容が含まれる可能性があるため、公表する「会議の記録の概要」から除外することとする。公表する「会議の記録の概要」には、次のように記載し、必要に応じて適切に対応することとする。</p> <p>「質疑・応答などについては、臨床研究推進センターへお問い合わせ下さい。」</p>	記載整備
2		附 則	
2		本手順書は、令和5年4月1日から施行する。	更新のため